

木材樹種鑑定方法（非破壊法）

(1) 原理

木々は、その発生学的な理由により、種あるいは属、科ごとに独自の形態をとる。その形態の違いは、樹形、葉形にとどまらず、生殖細部である花粉や、木々を直接形作る幹の木部組織にも及んでいる。

木材樹種鑑定とは、対象とする木材（試料）の木材解剖学的な特徴を明らかにするとともに、既知の資料との比較検討から試料の樹種を同定することである。

(2) プレパラート作成

木質考古遺物にはその重要性から、切片作成にあたりできるだけ損傷を少なくする必要のあるものが少なくない。このためマイクロームによる切片作成（特に前処理としての試料整形）は避け、剃刀による手作業を行う。

従来行われていた、試料整形→マイクロームによる切片作成→染色・・・という「破壊を前提としたプレパラート作成法」に対し、切片作成作業を全て剃刀により手作業で行い、できるだけ遺物に損傷を与えないようにする方法を、便宜上「非破壊法」と呼ぶことにする。

光学顕微鏡下での観察を行うため、木材の横断面（木口面）、放射断面（まさ目面）、接線断面（板目面）の3断面から剃刀を使用して切片を切り出し、永久プレパラートとして封入する。永久プレパラートを作製する手順を図のフローチャートに示す。

(3) 顕微鏡による観察および記載

上記の手順で作製したプレパラートを、光学顕微鏡下で4倍～600倍の倍率で観察、記載する。記載に当たっては3断面の顕微鏡写真を付け、用語などは基本的には島地ほか（1985）に従う。

(4) 樹種の同定

樹種の同定に当たっては、現生標本および資料との顕微鏡下での比較を基本とする。

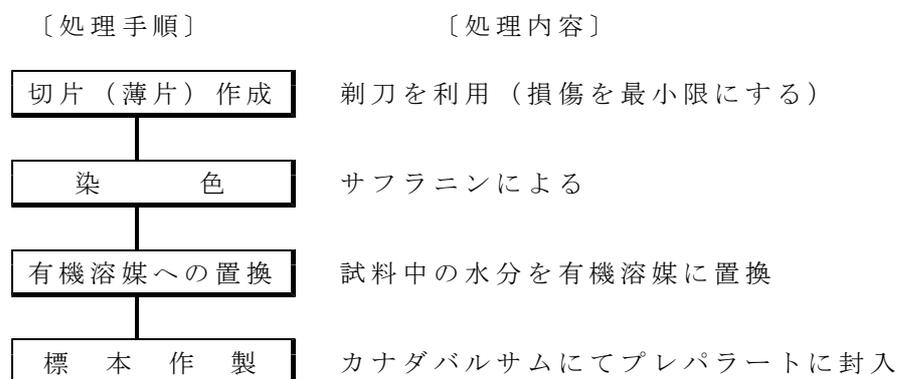


図 樹種鑑定用プレパラート作製フローチャート（非破壊法）